

守山市教育委員会会議録

令和 7 年第 5 回定例会
(令和 7 年 5 月 29 日)

守山市教育委員会

令和7年第5回守山市教育委員会（定例会）会議録

○ 日 時 令和7年5月29日（木）
開会時刻 午後1時40分
閉会時刻 午後2時30分

○ 場 所 守山市役所2階 防災会議室

○ 出席委員等 教育長 辻 本 長 一
委 員 福 田 正 悟 委 員 吉 田 郁 雄
委 員 里 内 緑 委 員 高 倉 直 子

○ 説 明 員
教育部長 神 藤 高 敏 教育部理事 池 田 あづさ
教育部次長 中 野 浩 教育部次長 吉 澤 有 里
教育部次長 大 崎 寿 教育部次長 池 田 初 美
教育総務課長 寺 畑 学 学校教育課長 岡 田 伊津子
人事課係長 大 永 浩 史

教育長	(開会：午後１時４０分) 只今、定足数に達しておりますから、これより令和７年第５回教育委員会定例会を開会いたします。 では、これより本日の議事日程により進めます。 日程第１、令和７年第４回教育委員会会議録の承認についてをご覧ください。こちらにつきまして、ご意見等はございませんか。 それでは、ご意見がございませんので、令和７年第４回定例会の会議録は、異議がないものとして承認いたします。 次に、日程第２、教育長の業務報告を致します。
教育長	【教育長 業務報告】
教育長	只今の業務報告につきまして、ご質問等ございませんか。
吉田委員	人事訪問について、５月１日時点の児童生徒数や教職員定数を確認するという説明でしたが、間違いないでしょうか。
教育長	はい、そのとおりです。
吉田委員	児童生徒数は入学式の段階でほぼ確定すると思うので、４月が基準になると考えますが、５月が基準日となる根拠はありますか。
教育長	「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」で定められています。児童生徒数については、入学式後に変動するケースもありますので、確認されています。
福田委員	私の経験によるものですが、４月の保護者転勤に伴い家族が４月中に引っ越しをしますので、入学式以降に転入転出が発生することはあります。ただし、連休までに引っ越しが終わっていることが多いため、５月１日が基準となっていると考えます。
吉田委員	例えば入学式時点は２クラスあったが、４月中に転出者が出て、５月１日時点で基準に満たなければクラス替えがあり、１クラスになるということがおこりますか。
教育長	私の知る範囲では、そうしたケースは承知していません。

	なお、人事訪問では、教職員人事異動後の新年度の状況等についても確認されています。
教育長	他にございませんか。 無いようでありますので、これで教育長の業務報告を終わります。
教育長	これより日程第 3、審議事項に入ります。 まず議第 20 号「令和 7 年度守山市一般会計補正予算（第 2 号）のうち教育委員会所管の予算案に関する意見について」の件を議題と致します。議件について、教育総務課長から提出議案の説明を求めます。
教育総務課長	【教育総務課長が資料により説明】
教育長	では、只今の説明について、ご質問等ございませんか。 無いようでございますので、これで質疑を終わり採決を致します。 お諮りします。議第 20 号については、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。
各委員	【異議なしの声あり】
教育長	ご異議なしと認めます。 よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。 次に、議第 21 号「守山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例案に関する意見について」の件を議題と致します。議件について、教育総務課長から提出議案の説明を求めます。
教育総務課長	【教育総務課長が資料により説明】
教育長	そうしましたら、只今の説明について、ご質問等ございませんか。 無いようでありますので、質疑を終わり採決を致します。 お諮りします。議第 21 号については、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。
各委員	【異議なしの声あり】

教育長	ご異議なしと認めます。 よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。 次に、議第 22 号「守山市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例案に関する意見について」の件を議題と致します。議件について、教育総務課長から提出議案の説明を求めます。
教育総務課長	【教育総務課長が資料により説明】
教育長	只今の説明について、ご質問等ございませんか。
吉田委員	1 年につき10日相当は77時間30分とありますが、その根拠を教えてください。
人事課係長	本市の正規職員の勤務時間は休憩時間を除きますと 7 時間 45 分でして、それが 10 日相当になると掛ける 10 で 77 時間 30 分となります。 経過措置に関しては半年分、半分となりますので、7 時間 45 分掛ける 5 日分で措置の記載の時間ということになります。
教育長	他にございませんか。 無いようでありますので、これで質疑を終わり採決を致します。 お諮りします。議第 22 号については、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。
各委員	【異議なしの声あり】
教育長	ご異議なしと認めます。 よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。 次に、議第 23 号「速野小学校長寿命化改修建築工事（第 1 期）に係る契約の締結につき議決を求めることについて」とそれに関連する議第 24 号「速野小学校長寿命化改修機械設備工事（第 1 期）に係る契約の締結につき議決を求めることについて」、議第 25 号「守山中学校体育館予防改修建築工事に係る契約の締結につき議決を求めることについて」の件を議題と致します。議件について、教育総務課長から提出議案の説明を求めます。

教育総務課長	【教育総務課長が資料により説明】
教育長	そうしましたら、只今の説明について、ご質問等ございませんか。 無いようでありますので、質疑を終わり採決を致します。 お諮りします。議第 23 号、議第 24 号、議第 25 号については、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。
各委員	【異議なしの声あり】
教育長	ご異議なしと認めます。 よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。 これで審議事項を終わります。 次に、日程第 4、報告事項に移ります。 まず、「令和 7 年度守山市就学支援委員会委員の委嘱について」を、学校教育課長から説明を求めます。
学校教育課長	【学校教育課長が資料により説明】
教育長	只今の説明に対し、ご質問等ございませんか。 無いようでありますので、事務局のほうで、他に報告事項はございませんか。
事務局	ございません。
教育長	それでは、これで報告事項を終わります。 次に、日程第 5、その他事項に移ります。 「寄付採納一覧について」、「教育委員会関係行事等について」、「教育委員会の日程等について」の説明は省略いたしますが、この件についてご質問等ございませんか。 他にございませんか。 無いようでありますので、事務局のほうで、その他、ございませんか。
事務局	ございません。
教育長	これで、その他事項を終わります。 これをもちまして、本日の議事日程は全て終了致しました。

	次回、令和 7 年第 6 回守山市教育委員会定例会は、6 月 24 日（火）午後 1 時 30 分から本会議室、防災会議室にて開催をしますので、委員の皆様、どうぞよろしくお願い致します。 それでは、引き続きまして、令和 7 年第 4 回守山市教育委員会協議会を開催いたします。 [閉会 午後 2 時 30 分]
--	---